

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

令和2年度補正予算（第3号）政府案の閣議決定について（周知）

令和2年12月15日に閣議決定した令和2年度補正予算（第3号）政府案について、専修学校関連の経費を別添1のとおり情報共有します。

また、各事業の概要と現時点で想定している執行方法等を下記のとおり事前に御連絡します。なお、現時点では予算が成立しているわけではなく、金額や執行方法等などは、今後変更があり得るものであることについて御承知おきください。

記

1. 専修学校（高等課程）における感染症対策等支援、コロナ対策等に資する教職員研修等支援

【256億円の内数】別添2参照

学校の感染症対策を図りながら、コロナ禍に対応するための教職員の資質向上を図りつつ、学校教育活動を円滑に継続するために必要な取組を校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、令和2年度補正予算（第2号）で計上した「学校保健特別対策事業費補助金」の枠組みを活用して緊急的な措置として以下のような経費について予算案に計上しています。

○学校における感染症対策等支援（活用例）

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・教室の3密対策として、換気に必要なサーキュレーター等の購入経費
- ・教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費

○コロナ対策等に資する教職員研修等支援（活用例）

- ・感染症対策等に資する研修等に必要な経費
- ・オンライン学習等に資するICT研修等に必要な経費
- ・その他自己研鑽、能力開発研修等に必要な経費

学校毎の上限額や募集スケジュールなどの詳細は決まっていますが、予算成立後、要綱・要領の改正手続きを行った後、都道府県に対して募集の手続きを図ることになります。なお、執行の際には各都道府県へ事務を委任する予定です。

2. 防災・減災、国土強靱化の推進など安心・安全の確保【2.5 億円】

「私立学校施設整備費補助金」の枠組みを活用して予算案に計上しております。

○学校施設等の整備（衛生環境改善等含む）【2.2 億円】

- ・専修学校（専門課程、高等課程）における衛生環境改善
- ・専修学校（専門課程、高等課程）における情報通信環境整備
- ・専修学校（専門課程、高等課程）における耐震対策
- ・専修学校（専門課程、高等課程）における防災機能強化等の施設整備

○学校施設の災害復旧【0.3 億円】

- ・令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨により被災した専修学校等の災害復旧

執行方法については現在検討中ですが、既存の私立学校施設整備費補助金と同様、各都道府県へ事務を委任する予定です。

3. その他

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が補正予算（第3号）政府案において計上されております。

本臨時交付金は、「地方公共団体の判断によるきめ細かな取組」の支援を行うことを本旨としており、活用事例集※にも記載のあるとおり、各自治体の独自の取組でこれらの施策の対象とならない、または超える部分に活用が可能です。

※103. 遠隔・オンライン学習の環境整備、GIGA スクール構想への支援事業、107. 家計急変学生等支援事業 等

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

所管する各専修学校に対して適宜情報共有いただき、事前に御準備いただきますようお願いいたします。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室
電話：03-5253-4111

文部科学省 三次補正予算（案）（専修学校関係）

文部科学省総合教育政策局
専修学校教育振興室

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

◆学校等における感染症対策等支援、コロナ対策等に資する教職員研修等支援

- 高等専修学校における保健衛生用品購入費、教職員の資質向上等に資する研修等に必要な経費等、学校における感染症対策等の支援【256億円の内数】

2. 防災・減災、国土強靱化の推進など安心・安全の確保

◆学校施設等の整備（衛生環境改善等含む）

- 専修学校（専門課程、高等課程）における衛生環境改善、情報通信環境整備や耐震対策、防災機能強化等の施設整備を推進【2.2億円】

◆学校施設の災害復旧

- 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨により被災した専修学校等の災害復旧【0.3億円】

<参考（一次・二次補正予算）>

- 専修学校（専門課程、高等課程）における遠隔授業の実施に必要な環境整備の推進【15.3億円】



（概要）

- 冬季における感染拡大のリスクを最小限にするため学校における**感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入経費を支援**するとともに、夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、**新型コロナウイルス感染症対策等にも資する研修等に参加するために必要な経費を支援**する。
- これらの支援経費について、学校の感染症対策の徹底を図りながら、コロナ禍に対応するための教職員の資質向上を図りつつ、学校教育活動を円滑に継続するために必要な取組を、**校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的に措置する。**
- ➡ 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 ➡ 補助率：公立・私立（1/2） 国立（10/10）
- ➡ 交付額：学校規模等に応じ1校当たりの上限額（80万～240万円程度）

学校における感染症対策等支援

■ 新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な経費

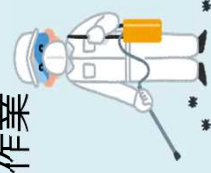
☞ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加購入のために必要な経費



☞ 教室における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター及びCO₂モニター等の購入経費



☞ 教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 等



コロナ対策等に資する教職員研修等支援

■ 教職員の資質向上等に資する研修等に必要な経費

夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、感染症対策等にも資する研修等に参加するための経費を支援。

※但し、任命権者や服務監督権者が計画して実施すべき研修等は除く。
(例示)

- ☞ 感染症対策等に資する研修等に必要な経費
 - ☞ オンライン学習等に資するICT研修等に必要な経費
 - ☞ その他自己研鑽、能力開発研修等に必要な経費
- ※ 受講料、旅費、謝金、図書購入費、会議費等を支援。




「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した 専門学校生への経済的支援のスキーム（例）

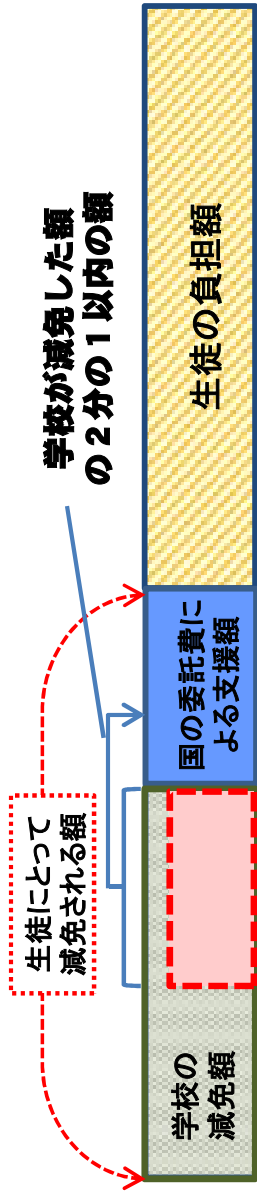
都道府県が文部科学省事業と臨時交付金を活用した場合の経済的支援のイメージ

1. 文部科学省の「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」（委託費）により、学校が減免した授業料の1/2以内を生徒に対して上乗せ支援することで、生徒の負担を更に軽減。

※  の部分

2. 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の実施計画に専門学校生への授業料減免を位置づけた都道府県において、専門学校がこれを活用した場合、学校が減免した授業料の一部（自治体により異なる）が学校に助成される（学校の負担が軽減）。 ※  の部分

＜文部科学省事業、臨時交付金の両方を活用した場合のイメージ図＞




都道府県は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用により学校に助成可能

※文部科学省事業による支援内容等の詳細は、委託要項、運用指針等を参照のこと

＜参考＞福岡県の活用事例（文部科学省事業と臨時交付金の両方を活用）

（例）授業料60万円の学校が、そのうち20万円を減免した場合。

※ 学校の減免額は  の部分

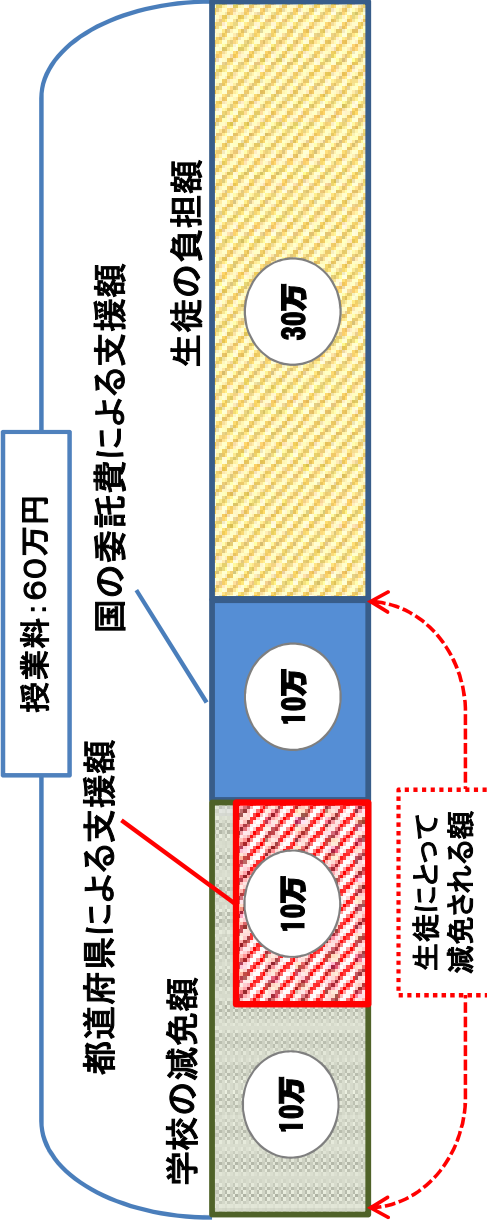
1. 国の委託費により、生徒に対して学校の減免額の1/2である10万円を上乗せ支援。

※  の部分

2. 県が学校に対して、授業料減免額の1/2を助成。→学校の実質負担は10万円に軽減。

※県の助成は  の部分

3. 結果、授業料減免額について国費1/3、県1/3で合計2/3の公費支援の形を実現。



※結果として、減免額について、学校負担1/3、都道府県費1/3、国費1/3となる。